

『給与支払報告書』

提出は一月三十一日まで

1. 提出先

受給者の昭和六十一年一月一日現在居住する市町村長あてにそれぞれ提出して下さい。

2. 提出数

「給与支払報告書」と所得税の「源泉徴収票」は複写で書けますので源泉徴収票は本人に交付し、

(1) 総括表(薄茶色) 一組(二枚)と

(2) 個人明細書(緑色) 一人につき二枚を提出して下さい。

(3) 給与の収入金額が一、五〇〇万円を超える者については年末調整は不要となっておりますが、給与支払報告書の

3. 給与支払報告書(個人別明細書)の記入について

提出は必要ですので、必ず作成の上該当市町村に提出して下さい。

(1) 昭和六十一年一月一日現在の住所をよく確かめてから記入して下さい。

(2) 受給者氏名には必ずフリガナをつけて下さい。

(3) 受給者の生年月日は忘れずに記入して下さい。

(4) この用紙は無色カーボンなので、源泉徴収票の下に下敷を入れて書いて下さい。

「扶養親族の数」の欄には、その年の十二月三十一日の

新年

祝いのうた

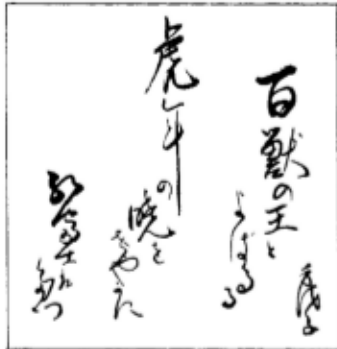
百獣の王と

よばるる

虎年の

晩をさやかに

紅富士はたつ



税がいきている

現況により扶養親族の数を記入して下さい。

なお、この「給与支払報告書」の提出に際して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く収入がない人は事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。

ただし、つぎのような方は申告していただかなければなりません。

① 病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人。

② 災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする人。

③ 住宅を新築して住宅ローン控除を受けようとする人。などは確定申告書または市県民税の申告書に領収書、証明書等の書類を添付し提出していただかないと、そ

の控除が受けられませんのでご注意ください。

このように「給与支払報告書」は、市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるものです。

事業主など給与の支払いをする方は、もれないようにすべての従業員が都留市分を、市長名、整理番号の記入してある総括表をつけて提出して下さい。

また、枚数の不足やその他お問い合わせは、税務課へお願いします。

☎(43) 1111 (内) 251

所得税・住民税の申告準備を!

申告準備を!

昭和六十一年分の所得税の確定申告と六十一年度の住民税の申告は、例年のとおり二月十七日から三月十五日までにお願いします。

この申告をされる方は、六十年中の収入金額や経費などの決算を済ませておいて下さい。白色申告者などでまだ申告できるまでに帳簿類の整理ができていない方は、早めにご準備願います。

なお、住民税の申告相談日程など詳しくは、二月号広報でお知らせします。

譲渡所得の

「お尋ね」お早めに!

土地や建物を買った利益(譲渡所得)に対して、所得税などがかります。

昨年中に土地・建物などを売った場合には、確定申告をしていただきますが、その資料となる「お尋ね」を大月税務署の依頼により市の税務課で取りまとめます。

該当者には、日時を指定した通知書が大月税務署から送付されますので、関係書類を持参のうえ市役所税務課まで提出をお願いします。

この「お尋ね」を出しませんでしたと直接大月税務署まで行っていただくことになります。

「償却資産」の申告

「償却資産」の申告

償却資産の所有者は、毎年一月一日現在をもって、償却資産の申告をしていただくことになっています。

申告書の提出は一月三十一日(金)までとなっていますが、忘れずに提出して下さい。

なお、用紙のない人は税務課資産税係(43) 1111 内線 253 へ請求して下さい。